

平成 24 年 5 月 31 日

お客さま各位

プロミス株式会社

プロミスカード会員規約およびローン規約の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

当社は、平成 24 年 5 月 24 日付け「社名変更のお知らせ」に掲載のとおり、平成 24 年 7 月 1 日（日）より、社名を「SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社」へ変更することを予定しています。

これに伴い、同日より、プロミスカード会員規約およびローン規約を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、新旧対照表は次頁以降に掲載いたします。

改定後の規約は、平成 24 年 7 月 1 日（日）より適用されますが、書式の差替えの都合により、平成 24 年 7 月 2 日（月）まで、改定前の規約が交付されることがあります。改定前の規約が交付されたお客さまにつきましては、改定後の規約を交付させていただくことができますので、ご希望がございましたら、プロミスコールまでご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、プロミスコールまでお問い合わせください。



■携帯電話・PHSからもご利用可能です。

プロミスカード会員規約

第1条（会員）

会員とは、プロミスカード会員規約（以下、「本規約」といいます。）を極度借入基本契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、プロミス株式会社（以下、「プロミス」といいます。）に入会を申込み、プロミスが申込を承諾した方（以下、「お客様」といいます。）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 本規約にもとづく契約は、申込をプロミスが承諾したときに成立します。
2. 契約が成立した場合、プロミスは、契約内容確認書を交付します。

第3条（極度額および利用限度額）

1. 極度額は、お客様が希望した金額の範囲内で、プロミスが承諾した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. プロミスは、お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
3. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、プロミスは、利用限度額を減額することができます。
 - ①本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ②プロミスから金銭消費貸借契約にもとづく借入をしたとき。
 - ③プロミスと他の極度借入基本契約を締結したとき。
 - ④お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、プロミスが相当と認めたとき。
4. 前項に定める他、プロミスが相当と認めた場合、プロミスはあらたな借入を停止することができます。
5. お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、プロミスが相当と認めた場合、プロミスは、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。
6. プロミスは、お客様が満70歳となったとき、あらたな借入を中止します。お客様は、以後、あらたな借入はできません。

第4条（契約期間：借入期間）

1. 本規約にもとづく契約期間は、契約が成立した日から起算して5年間とし、お客様は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
2. 契約期間の満了日から起算して30日さかのぼった日より前に、お客様またはプロミスから契約を継続しない旨の意思表示がない場合、契約は、さらに5年間自動継続し、以後も同様とします。
3. 契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。

プロミスカード会員規約

第1条（会員）

会員とは、プロミスカード会員規約（以下、「本規約」といいます。）を極度借入基本契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社（以下、「当社」）といいます。）に入会を申込み、当社が申込を承諾した方（以下、「お客様」といいます。）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 本規約にもとづく契約は、申込を当社が承諾したときに成立します。
2. 契約が成立した場合、当社は、契約内容確認書を交付します。

第3条（極度額および利用限度額）

1. 極度額は、お客様が希望した金額の範囲内で、当社が承諾した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. 当社は、お客様の信用状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
3. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、当社は、利用限度額を減額することができます。
 - ①本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ②当社から金銭消費貸借契約にもとづく借入をしたとき。
 - ③当社と他の極度借入基本契約を締結したとき。
 - ④お客様の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき。
4. 前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社はあらたな借入を停止することができます。
5. お客様の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、利用限度額を増額し、また、あらたな借入の停止を解除することができます。
6. 当社は、お客様が満70歳となったとき、あらたな借入を中止します。お客様は、以後、あらたな借入はできません。

第4条（契約期間：借入期間）

1. 本規約にもとづく契約期間は、契約が成立した日から起算して5年間とし、お客様は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
2. 契約期間の満了日から起算して30日さかのぼった日より前に、お客様または当社から契約を継続しない旨の意思表示がない場合、契約は、さらに5年間自動継続し、以後も同様とします。
3. 契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。

第5条（借入利率、および利息の計算方法）

- 借入利率は、プロミス所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
- 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第6条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）

- 遅延利率は、プロミス所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
- 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第7条（借入方法および借入場所）

- 借入方法および借入場所は、次のとおりとします。
 - ①プロミスまたはプロミスと提携している会社の現金自動入金機（以下、「ATM」といいます。）にて借入。
 - ②プロミスの営業所にて借入。
 - ③プロミスからの振込にて借入。
- プロミスからの振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。
 - ①お客様が振込を受ける金融機関口座は、プロミスにあらかじめ届出、プロミスが承諾した口座とします。
 - ②振込名義人は、『プロミス株式会社』、『パルセンター』、またはお客様が希望し、プロミスが承諾したものとします。

第8条（利用明細書の交付）

- プロミスは、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。
- お客様が次のいずれかの方法により借入れた場合、プロミスは、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。
 - ①プロミスからの振込にて借入れた場合。
 - ②プロミスまたはプロミスと提携している会社のATMであって、その場で利用明細書を交付できないものにて借入れた場合。
- お客様に送付した利用明細書がプロミスに返送された場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、プロミスは、遅滞なく利用明細書を再交付します。
- 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。

第9条（借入金の支払）

お客様は、本規約により借入金を支払います。

第5条（借入利率、および利息の計算方法）

- 借入利率は、**当社**所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
- 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第6条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）

- 遅延利率は、**当社**所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
- 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第7条（借入方法および借入場所）

- 借入方法および借入場所は、次のとおりとします。
 - ①**当社**または**当社**と提携している会社の現金自動入金機（以下、「ATM」といいます。）にて借入。
 - ②**当社**の営業所にて借入。
 - ③**当社**からの振込にて借入。
- 当社**からの振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。
 - ①お客様が振込を受ける金融機関口座は、**当社**にあらかじめ届出、**当社**が承諾した口座とします。
 - ②振込名義人は、『**プロミス**』、『パルセンター』、またはお客様が希望し、**当社**が承諾したものとします。

第8条（利用明細書の交付）

- 当社**は、お客様が借入れたときに利用明細書を交付します。
- お客様が次のいずれかの方法により借入れた場合、**当社**は、お客様があらかじめ指定した送付先に利用明細書を送付します。
 - ①**当社**からの振込にて借入れた場合。
 - ②**当社**または**当社**と提携している会社のATMであって、その場で利用明細書を交付できないものにて借入れた場合。
- お客様に送付した利用明細書が**当社**に返送された場合、**当社**は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、**当社**は、遅滞なく利用明細書を再交付します。
- 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。

第9条（借入金の支払）

お客様は、本規約により借入金を支払います。

第 10 条（支払期日の設定方式、および支払期日）

支払期日の設定方式、および支払期日は、お客様が希望し、プロミスが承諾した支払期日の設定方式、および支払期日とし、契約内容確認書に記載します。

第 11 条（支払方式および約定支払額）

支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、プロミスが承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。

第 12 条（任意増額支払）

任意増額支払は、契約内容確認書に記載します。

第 13 条（支払期日前の支払）

お客様は、支払期日前であっても元本の一部または全部を支払うことができます。この場合、支払をする日までの利息を合わせて支払います。

第 14 条（支払金の充当順位）

支払金の充当順位は、①費用および手数料、②未払利息、③遅延利息、④元本とします。

第 15 条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書に記載します。

第 16 条（最終支払期日）

最終支払期日は、契約内容確認書に記載します。

第 17 条（支払方法および支払場所）

1. 支払方法および支払場所は、次のとおりとします。

- ①プロミスまたはプロミスと提携している会社の A T M 等にて支払。（注 1）
- ②プロミスの営業所にて支払。
- ③あらかじめ定められたプロミス名義の金融機関口座に振込にて支払。
- ④プロミスにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替により支払。
- ⑤その他プロミスが認めた支払方法および支払場所による支払。

（注 1）プロミスと提携している会社の A T M 等についてはプロミスのホームページ（<http://cyber.promise.co.jp/>）に掲載しています。

2. プロミスが相当と認める事由がある場合、プロミスは、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情によりプロミスが相当と認めたとき、プロミスは、口座振替を再開することができます。

3. 口座振替ができなかった場合または前項によりプロミスが口座振替を停止した場合、お客様は、前第

第 10 条（支払期日の設定方式、および支払期日）

支払期日の設定方式、および支払期日は、お客様が希望し、**当社**が承諾した支払期日の設定方式、および支払期日とし、契約内容確認書に記載します。

第 11 条（支払方式および約定支払額）

支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、**当社**が承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。

第 12 条（任意増額支払）

任意増額支払は、契約内容確認書に記載します。

第 13 条（支払期日前の支払）

お客様は、支払期日前であっても元本の一部または全部を支払うことができます。この場合、支払をする日までの利息を合わせて支払います。

第 14 条（支払金の充当順位）

支払金の充当順位は、①費用および手数料、②未払利息、③遅延利息、④元本とします。

第 15 条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書に記載します。

第 16 条（最終支払期日）

最終支払期日は、契約内容確認書に記載します。

第 17 条（支払方法および支払場所）

1. 支払方法および支払場所は、次のとおりとします。

- ①**当社**または**当社**と提携している会社の A T M 等にて支払。（注 1）
- ②**当社**の営業所にて支払。
- ③あらかじめ定められた**当社**名義の金融機関口座に振込にて支払。
- ④**当社**にあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替により支払。
- ⑤その他**当社**が認めた支払方法および支払場所による支払。

（注 1）**当社**と提携している会社の A T M 等については**当社**のホームページ（<http://cyber.promise.co.jp/>）に掲載しています。

2. **当社**が相当と認める事由がある場合、**当社**は、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により**当社**が相当と認めたとき、**当社**は、口座振替を再開することができます。

3. 口座振替ができなかった場合または前項により**当社**が口座振替を停止した場合、お客様は、前第 1 項

1 項第 1 号から第 3 号または第 5 号のいずれかにより支払います。

第 18 条（受取証書の交付）

1. プロミスは、プロミスが支払を受けたときに受取証書を交付します。
2. お客様が次のいずれかの方法により支払った場合、プロミスは、お客様があらかじめ指定した送付先に受取証書を送付します。
 - ①あらかじめ定められたプロミス名義の金融機関口座に振込にて支払った場合。
 - ②プロミスにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替により支払った場合。
 - ③プロミスまたはプロミスと提携している会社の A T M 等であって、その場で受取証書を交付できないものにて支払った場合。
3. お客様に送付した受取証書がプロミスに返送された場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、プロミスは、遅滞なく受取証書を再交付します。

第 19 条（契約の終了）

1. 本規約にもとづく契約は、契約期間の満了により終了します。
2. 本規約にもとづく債務を完済した場合、お客様は、契約期間中であってもプロミスに通知して契約を終了させることができます。
3. お客様が本規約にもとづく債務を完済した日より 1 年以上あらたな借入をしなかった場合、プロミスは、契約期間中であっても契約を終了させることができます。
4. 第 28 条第 2 項の規定によりお客様とのすべての契約を解除した場合、プロミスは、お客様に対し何ら通知することなく本規約にもとづく契約を終了させることができます。
5. お客様が第 25 条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、プロミスは、契約を終了させることができます。
6. 契約が終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。

第 20 条（契約終了後の措置）

本規約にもとづく契約が終了した場合であっても、本規約にもとづく債務が残っているとき、お客様は、本規約に従うものとし、これに従い残債務を支払います。

第 21 条（信用情報機関への登録等）

お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり同意します。

- ①お客様の個人情報（本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類・契約日・貸付日・契約金額・貸付金額・商品名・保証額等）、返済状況に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収・債務整理・保証履行・強制解約・破産申立・債権譲渡等））がプロミスにより株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・

第 1 号から第 3 号または第 5 号のいずれかにより支払います。

第 18 条（受取証書の交付）

1. **当社は、当社**が支払を受けたときに受取証書を交付します。
2. お客様が次のいずれかの方法により支払った場合、**当社は**、お客様があらかじめ指定した送付先に受取証書を送付します。
 - ①あらかじめ定められた**当社**名義の金融機関口座に振込にて支払った場合。
 - ②**当社**にあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座からの口座振替により支払った場合。
 - ③**当社**または**当社**と提携している会社の A T M 等であって、その場で受取証書を交付できないものにて支払った場合。
3. お客様に送付した受取証書が**当社**に返送された場合、**当社は**、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、**当社は**、遅滞なく受取証書を再交付します。

第 19 条（契約の終了）

1. 本規約にもとづく契約は、契約期間の満了により終了します。
2. 本規約にもとづく債務を完済した場合、お客様は、契約期間中であっても**当社**に通知して契約を終了させることができます。
3. お客様が本規約にもとづく債務を完済した日より 1 年以上あらたな借入をしなかった場合、**当社は**、契約期間中であっても契約を終了させることができます。
4. 第 28 条第 2 項の規定によりお客様とのすべての契約を解除した場合、**当社は**、お客様に対し何ら通知することなく本規約にもとづく契約を終了させることができます。
5. お客様が第 25 条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、**当社は**、**契約期間中であっても**契約を終了させることができます。
6. 契約が終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。

第 20 条（契約終了後の措置）

本規約にもとづく契約が終了した場合であっても、本規約にもとづく債務が残っているとき、お客様は、本規約に従うものとし、これに従い残債務を支払います。

第 21 条（信用情報機関への登録等）

お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり同意します。

- ①お客様の個人情報（本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類・契約日・貸付日・契約金額・貸付金額・商品名・保証額等）、返済状況に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収・債務整理・保証履行・強制解約・破産申立・債権譲渡等））が**当社**により株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シー

改定前

改定後

シー（以下、総称して「加盟先機関」といいます。）に提供され、当該機関がこれを登録すること。

②上記個人情報の登録期間は、以下の期間であること。

株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
a) 本人を特定するための情報 ・以下のb) またはc) の情報のいずれかが登録されている期間	a) 本規約にもとづく契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後5年以内
b) 契約内容および返済状況に関する情報 ・契約継続中および完済日から5年を超えない期間	b) 債務の支払いを延滞した事実 ・契約期間中および契約終了後5年間
c) 取引事実に関する情報 ・当該事実の発生日から5年を超えない期間 ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	

③上記個人情報が加盟先機関の加盟会員および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）の加盟会員により、返済または支払能力を調査する目的のみに使用されること

④お客様の加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立は、加盟先機関の定める手続きおよび方法によって行うこと。

⑤加盟先機関は、以下のとおりであること。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
連絡先	0120-441-481	0120-810-414
ホームページ	http://www.jicc.co.jp/	http://www.cic.co.jp/

⑥提携先機関は、全国銀行個人信用情報センターであること。

連絡先 03-3214-5020

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

第22条（費用および手数料の負担）

プロミスは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。

- ①お支払いのために必要な費用。
- ②プロミスカード（以下、「カード」といいます。）の再発行手数料。
- ③ATM利用手数料。
- ④その他プロミスが定める費用または手数料。

第23条（充当の指定）

1. お客様がプロミスに複数の債務を負担している場合、お客様は、充当する債務をプロミスに指定して支払います。

（以下、総称して「加盟先機関」といいます。）に提供され、当該機関がこれを登録すること。

②上記個人情報の登録期間は、以下の期間であること。

株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
a) 本人を特定するための情報 ・以下のb) またはc) の情報のいずれかが登録されている期間	a) 本規約にもとづく契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後5年以内
b) 契約内容および返済状況に関する情報 ・契約継続中および完済日から5年を超えない期間	b) 債務の支払いを延滞した事実 ・契約期間中および契約終了後5年間
c) 取引事実に関する情報 ・当該事実の発生日から5年を超えない期間 ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	

③上記個人情報が加盟先機関の加盟会員および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）の加盟会員により、返済または支払能力を調査する目的のみに使用されること。

④お客様の加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立は、加盟先機関の定める手続きおよび方法によって行うこと。

⑤加盟先機関は、以下のとおりであること。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
連絡先	0120-441-481	0120-810-414
ホームページ	http://www.jicc.co.jp/	http://www.cic.co.jp/

⑥提携先機関は、全国銀行個人信用情報センターであること。

連絡先 03-3214-5020

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

第22条（費用および手数料の負担）

当社は、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。

- ①お支払いのために必要な費用。
- ②プロミスカード（以下、「カード」といいます。）の再発行手数料。
- ③ATM利用手数料。
- ④その他**当社**が定める費用または手数料。

第23条（充当の指定）

1. お客様が**当社**に複数の債務を負担している場合、お客様は、充当する債務を**当社**に指定して支払います。

2. お客様が充当する債務を指定せずに支払った場合、プロミスは、プロミスが相当と認めた順位、金額により支払金を充当することができます。ただし、支払金を充当すべき債務がプロミスにとって明らかである場合を除きます。

第24条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等プロミスに届出た事項（以下、「届出事項」といいます。）に変更があった場合、お客様は、そのつど、変更があった日から14日以内にプロミスに届出ます。
2. お客様が届出事項の変更を届出なかったために、プロミスからの通知、連絡等がお客様に延着した場合または到達しなかった場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。
3. お客様が次条第2項に関わるプロミスからの通知の受領を拒否した場合その他その責に帰すべき事由によりプロミスからの通知が到達しなかった場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。

第25条（期限の利益の喪失）

1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①支払停止となったとき。
 - ②強制執行の申立があったとき。
 - ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ④お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。
 - ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、プロミスに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
 - ⑥プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - ⑦第28条第1項第1号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①届出事項の変更を届出なかった場合または第31条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。

第26条（債権の担保差入れおよび譲渡）

1. お客様は、プロミスが本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。
2. プロミスが本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、プロミスから債権譲渡の通知を受けるまではプロミスを債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として

2. お客様が充当する債務を指定せずに支払った場合、**当社**は、**当社**が相当と認めた順位、金額により支払金を充当することができます。ただし、支払金を充当すべき債務が**当社**にとって明らかである場合を除きます。

第24条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等**当社**に届出た事項（以下、「届出事項」といいます。）に変更があった場合、お客様は、そのつど、変更があった日から14日以内に**当社**に届出ます。
2. お客様が届出事項の変更を届出なかったために、**当社**からの通知、連絡等がお客様に延着した場合または到達しなかった場合、**当社**は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。
3. お客様が**第25条**第2項に関わる**当社**からの通知の受領を拒否した場合その他その責めに帰すべき事由により**当社**からの通知が到達しなかった場合、**当社**は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。

第25条（期限の利益の喪失）

1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**の通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①支払停止となったとき。
 - ②強制執行の申立があったとき。
 - ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ④お客様の所在が**当社**にとって不明となったとき。
 - ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、**当社**に対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
 - ⑥**当社**に差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - ⑦第28条第1項第1号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**の請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①届出事項の変更を届出なかった場合または第31条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②信用状態が悪化し、**当社**が債権を保全するために必要と認めたとき。

第26条（債権の担保差入れおよび譲渡）

1. お客様は、**当社**が本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。
2. **当社**が本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、**当社**から債権譲渡の通知を受けるまでは**当社**を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払い

債務を支払います。

第 27 条（その他）

1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。
2. お客様が希望し、プロミスが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづきプロミスが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
3. お客様は、プロミスの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他プロミスの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。
4. 債権保全等の理由でプロミスが必要と認めた場合、お客様は、プロミスがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
5. プロミスが第三者と提携している場合、プロミスの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、プロミスは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。
6. プロミスとプロミスのグループ関連会社（以下、「プロミスグループ」といいます。）またはプロミスの提携先は、情報提供に関する取決めをしたうえ、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、それぞれが取得した信用情報機関の個人情報を除く、お客様に関する信用状況および取引状況等の情報を相互に提供することがあります。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。
 - ①お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ②お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
 - a) 暴力的な要求行為。
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ます。

第 27 条（その他）

1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。
2. お客様が希望し、**当社**が承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづき**当社**が交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
3. お客様は、**当社**の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他**当社**の責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。
4. 債権保全等の理由で**当社**が必要と認めた場合、お客様は、**当社**がお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
5. **当社**が第三者と提携している場合、**当社**の提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、**当社**は、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。
6. **当社と当社の有価証券報告書に記載されている子会社および関係会社、または当社のホームページにて公表している**提携先は、情報提供に関する取決めをしたうえ、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、それぞれが取得した信用情報機関の個人情報を除く、お客様に関する信用状況および取引状況等の情報を相互に提供することがあります。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。
 - ①お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ②お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
 - a) 暴力的な要求行為。
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

- c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
- e) その他準ずる行為。

2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

- ①前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。
- ②前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。
- ③前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。

3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、プロミスに損害が生じた場合、お客様は、プロミスに対しその責任を負います。

第29条（合意管轄裁判所）

本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびプロミスは、訴額にかかわらずプロミスの本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第30条（規定等の変更）

1. プロミスが本規約の内容を変更した場合、プロミスは、変更内容をお客様に通知またはプロミスが相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30日が経過したことをもって、プロミスは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第31条（プロミスカードの発行および取扱等）

1. プロミスは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、プロミスに属します。
2. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。なお、本規約にもとづく契約以外の取引に使用することはできません。
3. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。
4. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにプロミスに通知します。プロミスは、カードの使用を停止します。
5. プロミスは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、プロミスが相当と認めたとき、プロミスは、カードを再発行します。
6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。
7. お客様が本規約に違反した場合またはその他プロミスが相当と認める事由がある場合、プロミスは、

- c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
- e) その他準ずる行為。

2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**は、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、**当社**の通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

- ①前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。
- ②前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。
- ③前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。

3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、**当社**は、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、**当社**に損害が生じた場合、お客様は、**当社**に対しその責任を負います。

第29条（合意管轄裁判所）

本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様および**当社**は、訴額にかかわらず**当社**の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第30条（規定等の変更）

1. **当社**が本規約の内容を変更した場合、**当社**は、変更内容をお客様に通知または**当社**が相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30日が経過したことをもって、**当社**は、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第31条（プロミスカードの発行および取扱等）

1. **当社**は、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、**当社**に属します。
2. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。なお、本規約にもとづく契約以外の取引に使用することはできません。
3. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。
4. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちに**当社**に通知します。**当社**は、カードの使用を停止します。
5. **当社**は、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、**当社**が相当と認めたとき、**当社**は、カードを再発行します。
6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。
7. お客様が本規約に違反した場合またはその他**当社**が相当と認める事由がある場合、**当社**は、カードの

改定前

改定後

カードの使用を停止することができます。

※第 25 条第 1 項第 5 号は、平成 24 年 4 月 1 日以後に契約または契約内容変更のお手続きをいただいたお客様にかぎり適用します。

[平成 24 年 4 月版]

使用を停止することができます。

※第 25 条第 1 項第 5 号は、平成 24 年 4 月 1 日以後に契約または契約内容変更のお手続きをいただいたお客様にかぎり適用します。

[平成 24 年 7月版]

ローン規約

第1条（会員）

会員とは、ローン規約（以下、「本規約」といいます。）を金銭消費貸借契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、プロミス株式会社（以下、「プロミス」といいます。）に借入を申込み、プロミスが申込を承諾し、プロミスより貸付を受けた方（以下、「お客様」といいます。）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 本規約にもとづく契約は、借入申込をプロミスが承諾のうえ、貸付をしたときに成立します。
2. 契約が成立した場合、プロミスは、契約内容確認書を交付します。

第3条（借入額）

1. 借入額は、お客様が希望した金額の範囲内で、プロミスが承諾した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. プロミスからの振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。
 - ①お客様が振込を受ける金融機関口座は、プロミスにあらかじめ届出、プロミスが承諾した口座とします。
 - ②振込名義人は、『プロミス株式会社』、『パルセンター』、またはお客様が希望し、プロミスが承諾したものとします。

第4条（借入利率、および利息の計算方法）

1. 借入利率は、プロミス所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第5条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）

1. 遅延利率は、プロミス所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第6条（借入金の支払）

お客様は、本規約により借入金を支払います。

第7条（支払期日の設定方式、および支払期日）

支払期日の設定方式は、毎月一定日とし、支払期日は、契約内容確認書に記載します。

第8条（支払方式および約定支払額）

支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、プロミスが承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。

第9条（支払期日前の支払）

お客様は、支払期日前であっても元本の一部または全部を支払うことができます。この場合、支払をする日までの利息を合わせて支払います。

第10条（支払金の充当順位）

支払金の充当順位は、①費用および手数料、②未払利息、③遅延利息、④元本とします。

第11条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書に記載します。

第12条（支払方法および支払場所）

1. お客様は、お客様が預金口座振替依頼書で、プロミスにあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座

ローン規約

第1条（会員）

会員とは、ローン規約（以下、「本規約」といいます。）を金銭消費貸借契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社（以下、「当社」といいます。）に借入を申込み、当社が申込を承諾し、当社より貸付を受けた方（以下、「お客様」といいます。）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 本規約にもとづく契約は、借入申込を当社が承諾のうえ、貸付をしたときに成立します。
2. 契約が成立した場合、当社は、契約内容確認書を交付します。

第3条（借入額）

1. 借入額は、お客様が希望した金額の範囲内で、当社が承諾した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. 当社からの振込にて借入れる場合、お客様は、次の事項を承認します。
 - ①お客様が振込を受ける金融機関口座は、当社にあらかじめ届出、当社が承諾した口座とします。
 - ②振込名義人は、『プロミス』、『パルセンター』、またはお客様が希望し、当社が承諾したものとします。

第4条（借入利率、および利息の計算方法）

1. 借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第5条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）

1. 遅延利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。
2. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。

第6条（借入金の支払）

お客様は、本規約により借入金を支払います。

第7条（支払期日の設定方式、および支払期日）

支払期日の設定方式は、毎月一定日とし、支払期日は、契約内容確認書に記載します。

第8条（支払方式および約定支払額）

支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、当社が承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。

第9条（支払期日前の支払）

お客様は、支払期日前であっても元本の一部または全部を支払うことができます。この場合、支払をする日までの利息を合わせて支払います。

第10条（支払金の充当順位）

支払金の充当順位は、①費用および手数料、②未払利息、③遅延利息、④元本とします。

第11条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書に記載します。

第12条（支払方法および支払場所）

1. お客様は、お客様が預金口座振替依頼書で、当社にあらかじめ届出たお客様名義の金融機関口座から

からの口座振替により支払います。

- プロミスが相当と認める事由がある場合、プロミスは、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情によりプロミスが相当と認めたとき、プロミスは、口座振替を再開することができます。
- 口座振替ができなかった場合または前項によりプロミスが口座振替を停止した場合、お客様は、次のいずれかにより支払います。
 - ①プロミスの営業所にて支払。
 - ②あらかじめ定められたプロミス名義の金融機関口座に振込にて支払。
 - ③その他プロミスが認めた支払方法および支払場所による支払。

第13条（受取証書の交付）

- プロミスは、プロミスが支払を受けたときに受取証書を交付します。
- お客様が口座振替または振込にて支払った場合、プロミスは、お客様があらかじめ指定した送付先に受取証書を送付します。
- お客様に送付した受取証書がプロミスに返送された場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、プロミスは、遅滞なく受取証書を再交付します。

第14条（信用情報機関への登録等）

お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり同意します。

- ①お客様の個人情報（本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類・契約日・貸付日・契約金額・貸付金額・商品名・保証額等）、返済状況に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収・債務整理・保証履行・強制解約・破産申立・債権譲渡等））がプロミスにより株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シー（以下、総称して「加盟先機関」といいます。）に提供され、当該機関がこれを登録すること。
- ②上記個人情報の登録期間は、以下の期間であること。

株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
a) 本人を特定するための情報 ・以下のb) またはc) の情報のいずれかが登録されている期間	a) 本規約にもとづく契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後5年以内
b) 契約内容および返済状況に関する情報 ・契約継続中および完済日から5年を超えない期間	b) 債務の支払いを延滞した事実 ・契約期間中および契約終了後5年間
c) 取引事実に関する情報 ・当該事実の発生日から5年を超えない期間 ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	

- ③上記個人情報が加盟先機関の加盟会員および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）の加盟会員により、返済または支払能力を調査する目的のみに使用されること。
- ④お客様の加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立は、加盟先機関の定める手続きおよび方法によって行うこと。
- ⑤加盟先機関は、以下のとおりであること。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
連絡先	0120-441-481	0120-810-414
ホームページ	http://www.jicc.co.jp/	http://www.cic.co.jp/

- ⑥提携先機関は、全国銀行個人信用情報センターであること。
連絡先 03-3214-5020

の口座振替により支払います。

- 当社が相当と認める事由がある場合、当社は、口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止した場合であっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたとき、当社は、口座振替を再開することができます。
- 口座振替ができなかった場合または前項により当社が口座振替を停止した場合、お客様は、次のいずれかにより支払います。
 - ①当社の営業所にて支払。
 - ②あらかじめ定められた当社名義の金融機関口座に振込にて支払。
 - ③その他当社が認めた支払方法および支払場所による支払。

第13条（受取証書の交付）

- 当社は、当社が支払を受けたときに受取証書を交付します。
- お客様が口座振替または振込にて支払った場合、当社は、お客様があらかじめ指定した送付先に受取証書を送付します。
- お客様に送付した受取証書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなすことができます。ただし、後にお客様から請求があった場合、当社は、遅滞なく受取証書を再交付します。

第14条（信用情報機関への登録等）

お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり同意します。

- ①お客様の個人情報（本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類・契約日・貸付日・契約金額・貸付金額・商品名・保証額等）、返済状況に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収・債務整理・保証履行・強制解約・破産申立・債権譲渡等））が当社により株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シー（以下、総称して「加盟先機関」といいます。）に提供され、当該機関がこれを登録すること。
- ②上記個人情報の登録期間は、以下の期間であること。

株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
a) 本人を特定するための情報 ・以下のb) またはc) の情報のいずれかが登録されている期間	a) 本規約にもとづく契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後5年以内
b) 契約内容および返済状況に関する情報 ・契約継続中および完済日から5年を超えない期間	b) 債務の支払いを延滞した事実 ・契約期間中および契約終了後5年間
c) 取引事実に関する情報 ・当該事実の発生日から5年を超えない期間 ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	

- ③上記個人情報が加盟先機関の加盟会員および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」といいます。）の加盟会員により、返済または支払能力を調査する目的のみに使用されること。
- ④お客様の加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立は、加盟先機関の定める手続きおよび方法によって行うこと。
- ⑤加盟先機関は、以下のとおりであること。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
連絡先	0120-441-481	0120-810-414
ホームページ	http://www.jicc.co.jp/	http://www.cic.co.jp/

- ⑥提携先機関は、全国銀行個人信用情報センターであること。
連絡先 03-3214-5020

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

第 15 条（費用および手数料の負担）

プロミスは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。

- ①お支払いのために必要な費用。
- ②プロミスカード（以下、「カード」といいます。）の再発行手数料。
- ③ATM利用手数料。
- ④その他プロミスが定める費用または手数料。

第 16 条（充当の指定）

1. お客様がプロミスに複数の債務を負担している場合、お客様は、充当する債務をプロミスに指定して支払います。
2. お客様が充当する債務を指定せずに支払った場合、プロミスは、プロミスが相当と認めた順位、金額により支払金を充当することができます。ただし、支払金を充当すべき債務がプロミスにとって明らかである場合を除きます。

第 17 条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等プロミスに届出た事項（以下、「届出事項」といいます。）に変更があった場合、お客様は、そのつど、変更があった日から 14 日以内にプロミスに届出ます。
2. お客様が届出事項の変更を届出なかったために、プロミスからの通知、連絡等がお客様に延着した場合または到達しなかった場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。
3. お客様が次条第 2 項に関わるプロミスからの通知の受領を拒否した場合その他その責に帰すべき事由によりプロミスからの通知が到達しなかった場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。

第 18 条（期限の利益の喪失）

1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①支払停止となったとき。
 - ②強制執行の申立があったとき。
 - ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ④お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。
 - ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、プロミスに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
 - ⑥プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - ⑦第 21 条第 1 項第 1 号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第 2 号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①届出事項の変更を届出なかった場合または第 24 条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたととき。

第 19 条（債権の担保差入れおよび譲渡）

1. お客様は、プロミスが本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。
2. プロミスが本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、プロミスから債権譲渡の通知を受

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

第 15 条（費用および手数料の負担）

当社は、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。

- ①お支払いのために必要な費用。
- ②プロミスカード（以下、「カード」といいます。）の再発行手数料。
- ③ATM利用手数料。
- ④その他**当社**が定める費用または手数料。

第 16 条（充当の指定）

1. お客様が**当社**に複数の債務を負担している場合、お客様は、充当する債務を**当社**に指定して支払います。
2. お客様が充当する債務を指定せずに支払った場合、**当社**は、**当社**が相当と認めた順位、金額により支払金を充当することができます。ただし、支払金を充当すべき債務が**当社**にとって明らかである場合を除きます。

第 17 条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、勤務先等**当社**に届出た事項（以下、「届出事項」といいます。）に変更があった場合、お客様は、そのつど、変更があった日から 14 日以内に**当社**に届出ます。
2. お客様が届出事項の変更を届出なかったために、**当社**からの通知、連絡等がお客様に延着した場合または到達しなかった場合、**当社**は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。
3. お客様が第 18 条第 2 項に関わる**当社**からの通知の受領を拒否した場合その他その責に帰すべき事由により**当社**からの通知が到達しなかった場合、**当社**は、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。

第 18 条（期限の利益の喪失）

1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**の通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①支払停止となったとき。
 - ②強制執行の申立があったとき。
 - ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ④お客様の所在が**当社**にとって不明となったとき。
 - ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、**当社**に対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。
 - ⑥**当社**に差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - ⑦第 21 条第 1 項第 1 号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第 2 号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**の請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を支払います。
 - ①届出事項の変更を届出なかった場合または第 24 条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②信用状態が悪化し、**当社**が債権を保全するために必要と認めたととき。

第 19 条（債権の担保差入れおよび譲渡）

1. お客様は、**当社**が本規約にもとづく債権を金融機関等の借入先に担保として差入れることがあることを承認します。
2. **当社**が本規約にもとづく債権を他に譲渡した場合、お客様は、**当社**から債権譲渡の通知を受けるまで

けるまではプロミスを債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。

第20条（その他）

1. お客様が希望し、プロミスが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづきプロミスが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
2. お客様は、プロミスの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他プロミスの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。
3. 債権保全等の理由でプロミスが必要と認めた場合、お客様は、プロミスがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
4. プロミスが第三者と提携している場合、プロミスの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、プロミスは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。
5. プロミスとプロミスのグループ関連会社（以下、「プロミスグループ」といいます。）またはプロミスの提携先は、情報提供に関する取決めをしたうえ、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、それぞれが取得した信用情報機関の個人情報を除く、お客様に関する信用状況および取引状況等の情報を相互に提供することがあります。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。
 - ①お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ②お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
 - a) 暴力的な要求行為。
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 - e) その他準ずる行為。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

は**当社**を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は譲受人を債権者として債務を支払います。

第20条（その他）

1. お客様が希望し、**当社**が承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとづき**当社**が交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。
2. お客様は、**当社**の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他**当社**の責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。
3. 債権保全等の理由で**当社**が必要と認めた場合、お客様は、**当社**がお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。
4. **当社**が第三者と提携している場合、**当社**の提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、**当社**は、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。
5. **当社**と**当社**の**有価証券報告書に記載されている子会社および関係会社**、または**当社**の**ホームページにて公表している提携先**は、情報提供に関する取決めをしたうえ、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、それぞれが取得した信用情報機関の個人情報を除く、お客様に関する信用状況および取引状況等の情報を相互に提供することがあります。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。
 - ①お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ②お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。
 - a) 暴力的な要求行為。
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 - e) その他準ずる行為。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、**当社**は、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、**当社**の通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。

- ①前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。
 - ②前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - ③前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。
3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、プロミスに損害が生じた場合、お客様は、プロミスに対しその責任を負います。

第22条（合意管轄裁判所）

本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびプロミスは、訴額にかかわらずプロミスの本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（規定等の変更）

1. プロミスが本規約の内容を変更した場合、プロミスは、変更内容をお客様に通知またはプロミスが相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30日が経過したことをもって、プロミスは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第24条（プロミスカードの発行および取扱等）

1. プロミスは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、プロミスに属します。
2. お客様は、カードを極度借入基本契約にもとづく取引に使用することができます。なお、本規約にもとづく取引に使用することはできません。
3. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。
4. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにプロミスに通知します。プロミスは、カードの使用を停止します。
5. プロミスは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、プロミスが相当と認めたとき、プロミスは、カードを再発行します。
6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。
7. お客様が本規約に違反した場合またはその他プロミスが相当と認める事由がある場合、プロミスは、カードの使用を停止することができます。

[平成24年4月版]

- ①前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。
 - ②前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - ③前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。
3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、**当社**は、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、**当社**に損害が生じた場合、お客様は、**当社**に対しその責任を負います。

第22条（合意管轄裁判所）

本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様および**当社**は、訴額にかかわらず**当社**の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（規定等の変更）

1. **当社**が本規約の内容を変更した場合、**当社**は、変更内容をお客様に通知または**当社**が相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30日が経過したことをもって、**当社**は、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

第24条（プロミスカードの発行および取扱等）

1. **当社**は、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、**当社**に属します。
2. お客様は、カードを極度借入基本契約にもとづく取引に使用することができます。なお、本規約にもとづく取引に使用することはできません。
3. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。
4. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちに**当社**に通知します。**当社**は、カードの使用を停止します。
5. **当社**は、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、**当社**が相当と認めたとき、**当社**は、カードを再発行します。
6. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。
7. お客様が本規約に違反した場合またはその他**当社**が相当と認める事由がある場合、**当社**は、カードの使用を停止することができます。

[平成24年7月版]